

総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月23日

総社市長 片岡 聡 一

## 総社市規則第6号

### 総社市手数料条例施行規則の一部を改正する規則

総社市手数料条例施行規則（平成17年総社市規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（条例第2条別表第6の1の項（1）の市長が定める書類）</p> <p>第4条 条例第2条別表第6の1の項（1）の市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5，等級6又は等級7であり，かつ，同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級6であることを証するものに限る。）の写しとする。</p> <p>（条例第2条別表第7の1の項（1）ア及び（2）アの市長が定める書類）</p> <p>第5条 条例第2条別表第7の1の項（1）ア及び（2）アの市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級5，等級6又は等級7であり，かつ，同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等</p>	<p>（条例第2条別表第6の1の項（1）の市長が定める書類）</p> <p>第4条 条例第2条別表第6の1の項（1）の市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が日本住宅性能表示基準（平成13年国土交通省告示第1346号）別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が<u>等級4，等級5，等級6又は等級7</u>（<u>一戸建ての住宅以外の住宅においては等級4又は等級5</u>）であり，かつ，同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が<u>等級5又は等級6</u>であることを証するものに限る。）の写しとする。</p> <p>（条例第2条別表第7の1の項（1）ア及び（2）ア<u>並びに3の項（1）ア及び（2）ア</u>の市長が定める書類）</p> <p>第5条 条例第2条別表第7の1の項（1）ア及び（2）ア<u>並びに3の項（1）ア及び（2）ア</u>の市長が定める書類は、登録住宅性能評価機関が交付する設計住宅性能評価書（当該申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が<u>等級4，等級5，等級6又は等級7</u>（<u>一戸建ての住宅以外</u>の住宅におい</p>

改正後	改正前
<p>級6であることを証するものに限る。)の写しとする。</p> <p>(条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類)</p> <p>第6条 条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4, 等級5, 等級6又は等級7であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4, 等級5又は等級6(当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2-1の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3, 等級4, 等級5又は等級6)であることを証するものに限る。)の写し</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)及び5の項(2)アの市長が定める基準)</p> <p>第7条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)a及び5の項(2)ア(ア)の市長が定める仕様基準は、<u>次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</u></p> <p>(1) <u>条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)aの申請</u> <u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)</u>第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準</p> <p>(2) <u>条例第2条別表第7の5の項(2)ア(ア)の申請</u> <u>基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準</u></p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)b及び5の項(2)ア(イ)</p>	<p><u>ては等級4又は等級5)</u>であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が<u>等級5又は等級6</u>であることを証するものに限る。)の写しとする。</p> <p>(条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類)</p> <p>第6条 条例第2条別表第7の5の項(1)の市長が定める書類は、次に掲げる書類とする。</p> <p>(1)及び(2)略</p> <p>(3) 登録住宅性能評価機関が交付する建設住宅性能評価書(住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書をいう。)(当該申請に係る建築物が日本住宅性能表示基準別表1の5の5-1断熱等性能等級に係る評価が等級4, 等級5, 等級6又は等級7 <u>(一戸建ての住宅以外の住宅においては等級4又は等級5)</u>であり、かつ、同表の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4, 等級5又は等級6(当該建築物のうち非居住部分以外の部分が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の施行の際現に存するものにあつては日本住宅性能表示基準別表2-1の5の5-2一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級3, 等級4, 等級5又は等級6)であることを証するものに限る。)の写し</p> <p>(条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)及び5の項(2)アの市長が定める基準)</p> <p>第7条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)a及び5の項(2)ア(ア)の市長が定める仕様基準は、<u>建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下「基準省令」という。)</u>第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア)b及び5の項(2)ア(イ)</p>

改正後	改正前
<p>の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) bの申請 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ)の申請 基準省令第1条第1項第2号に定める基準(同号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準並びに前項に定める基準を除く。)</p> <p>3 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ) aの市長が定めるモデル住宅法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準とする。 (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)及び5の項(2)イの市長が定める基準)</p> <p>第8条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) a及び5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) aの申請 基準省令第10条第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(ア)の申請 基準省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) b及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準又は基準省令第10条第3号ロに定める基準</p> <p>(3) 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第1条第1項第2号に定める基準(同号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準並びに前項に定める基準を除く。)</p> <p>(4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請 基準省令第1条第1項第2号イ(1)及び同号ロ(1)に定める基準又は基準省令第1条第1</p>	<p>の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ア) bの申請 基準省令第10条第1項第2号に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ)の申請 基準省令第1条第1項第2号に定める基準(前項に定める基準を除く。)</p> <p>3 条例第2条別表第7の5の項(2)ア(イ) aの市長が定めるモデル住宅法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2) <u>(i)</u>及び同号ロ(2)に定める基準とする。 (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ)及び5の項(2)イの市長が定める基準)</p> <p>第8条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) a及び5の項(2)イ(ア)の市長が定める仕様基準は、<u>基準省令第1条第1項第2号イ(3)及びロ(3)</u>に定める基準とする。</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) b及び5の項(2)イ(イ)の市長が定める性能基準等は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(イ) bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条第1項第2号に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第1項第2号又は第3号ロに定める基準</p> <p>(3) 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)の申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第1条第1項第2号に定める基準(前項に定める基準を除く。)</p> <p>(4) 条例第2条別表第7の5の項(2)エの申請 基準省令第1条第1項第2号又は第3号ロに定める基準(前項に定める基準を除く。)</p>

改正後	改正前
<p><u>項第3号ロに定める基準(同項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準並びに前項に定める基準を除く。)</u></p> <p>3 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)aの市長が定めるフロア入力法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準とする。 (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</p> <p>第9条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)a及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)aの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条第1号イ(2)及び<u>同号ロ(2)</u>に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準</p> <p>(3)及び(4)略</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)b及び5の項(2)ウ(イ)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条第1号に定める基準(前項第1号に定める基準を除く。)</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条第1号又は第3号ロに定める基準(前項第2号に定める基準を除く。)</p>	<p>3 条例第2条別表第7の5の項(2)イ(イ)aの市長が定めるフロア入力法は、基準省令第1条第1項第2号イ(2) <u>(ii)</u>及び同号ロ(2)に定める基準とする。 (条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)及び5の項(2)ウの市長が定める基準)</p> <p>第9条 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)a及び5の項(2)ウ(ア)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)aの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条<u>第1項</u>第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条<u>第1項</u>第3号ロに定める基準(同号ロ(2)に定める基準について基準省令第1条第1項第1号ロに規定する一次エネルギー消費量モデル建築物(以下「モデル建築物」という。)の設計一次エネルギー消費量(同号イに規定する設計一次エネルギー消費量をいう。以下同じ。)及び誘導基準一次エネルギー消費量(基準省令第10条<u>第1項</u>第1号ロ(1)に規定する誘導基準一次エネルギー消費量をいう。)を用い、かつ、同号イに定める基準のうち同号イ(2)に定める基準及び基準省令第1条第1項第1号に定める基準のうち同号ロに定める基準に適合する場合に限る。)又は前号に定める基準</p> <p>(3)及び(4)略</p> <p>2 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)b及び5の項(2)ウ(イ)の市長が定める基準は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。</p> <p>(1) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(ウ)bの申請(次号に掲げる申請を除く。) 基準省令第10条<u>第1項</u>第1号に定める基準(前項第1号に定める基準を除く。)</p> <p>(2) 条例第2条別表第7の1の項(1)イ(エ)の申請 基準省令第10条<u>第1項</u>第1号又は第3号ロに定める基準(前項第2号に定める基準を除く。)</p>

改正後	改正前
(3)及び(4)略	(3)及び(4)略

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。